

お知らせ

医療 DX 推進体制加算についての提示

当院は令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う医療 DX 推進体制整備について以下のとおり対応を行っております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- (3) 医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用出来る体制を有しております。
- (4) 電子処方箋の発行については、一部対応中です。(令和 7 年 7 月 31 までの経過措置)
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用出来る体制については現在整備中です。(令和 7 年 9 月 30 までの経過措置)
- (6) マイナンバーカードの健康保険証の利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っております。
- (7) 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。